

指定介護予防支援 運営規程

丹波市南部地域包括支援センター

(事業の目的)

第1条 事業は、居宅要支援者(以下「利用者」という。)が指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、指定介護予防支援に関する知識を有する職員が、当該利用者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該利用者及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の者との連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況、生活環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に指定介護予防支援の提供を行う。
- (4) 利用者又はその家族に対して、指定介護予防サービス等の提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
- (5) 市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努める。

(名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 丹波市地域包括支援センター
- (2) 所在地 丹波市山南町野坂176番地

(職員の職種等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1人
- (2) 指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。) 1人以上
- 2 管理者の職務の内容は、事業所の職員の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理とする。
- 3 担当職員の職務の内容は、指定介護予防支援の提供及びその他必要な事務とする。
- 4 事業所は、事業所の職員の資質の向上を図るため、研修の機会を確保する。

(営業日等)

第5条 事業所の営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

- 2 事業所の営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防支援の提供に当たっては、第2条の運営方針に従って実施するものとする。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定する事業所内又は利用者の居宅とする。
- (3) 利用者の状況等を把握するため、必要に応じて、第3条に規定する事業所内、指定介護予防サービス等を提供する事業所内又は利用者の居宅において、サービス担当者会議を開催し、担当者に意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する意見の照会により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員による利用者の居宅の訪問(以下「居宅訪問」という。)は、原則として指定介護予防支援の提供を開始する月、指定介護予防支援の提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回(一定要件を満たした場合は6月に1回)、指定介護予防サービス等の評価期間の終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったとき等に行うものとする。この場合において、居宅訪問を行わない月においては、可能な限り指定介護予防サービス等を提供する事業所を訪問する等の方法により利用者との面接に努めるとともに、面接ができない場合は電話等により利用者との連絡を実施するものとする。

(利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用に係る料金(以下「利用料」という。)の額は、法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

- 2 指定介護予防支援の提供を受けた者は、前項に規定する利用料を支払うものとする。ただし、法第58条第4項の規定により利用料が支払われる場合は、この限りでない。

(実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、丹波市山南町、柏原町とする。

(事故発生時の対応)

第 9 条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び利用者の家族等への連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 事業所の職員は、指定介護予防支援の実施により知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ文書において利用者及びその家族等の同意を得た上で、提供することができるものとする。

- (1) 事業所が介護予防サービス計画の作成業務を指定居宅介護支援事業所に委託する場合
- (2) サービス担当者会議、地域ケア会議において必要と認められる場合

2 前項の規定によるもののほか、個人情報の取扱いについては、丹波市個人情報保護条例によるものとする。

(ハラスメントの防止)

第 11 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場や利用者・家族から行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修計画を定め、研修を定期的を実施する。
- (4) 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用

者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染防止)

第 14 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、丹波市、社会医療法人社団正峰会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。